

◎三十九番（宮川えみ子君）日本共産党の宮川えみ子です。追加代表質問を行います。

今国政上で大問題になっている、菅首相の長男が関わる放送事業会社、東北新社の三十九回に及ぶ度重なる接待が放送行政をゆがめた疑惑がますます広がっています。徹底した説明を求めるものです。

新型コロナウイルス感染症対策についてです。

二月十八日、日本共産党はワクチン接種と感染症対策の基本的取組を同時並行的に行うことについて政策を発表いたしました。ワクチンへの期待がある一方、不安の声もあることから、リスクも含めて情報公開を徹底すること、ワクチンは有効な手段ですが、ワクチン頼みにしないこと、ワクチン接種の実務を担うのが自治体であることから、必要な体制を支援すること、特に接種を行う医療機関の支援を行うこと、パンデミックを終わらせるために世界的なワクチン格差をなくすことです。

ワクチン接種については各市町村対応ですが、接種対象者の把握と通知、接種場所の確保、医療従事者の確保、ワクチンの保管、接種後の状況把握と対応など、課題は山積しています。

県は、新型コロナウイルスワクチン接種について市町村をどのように支援していくのか尋ねます。

新型コロナウイルス陽性者の医療機関への移送は保健所業務ですが、対応困難な場合、消防本部に移送を依頼できます。消防本部が移送に協力する場合には、県が移送に係る費用を負担することになっているため、防疫作業手当についても、消防本部の支給実績により、県は四月に遡って支給します。そのためには、各消防本部で今年度中の条例改正が必要ですが、条例未改定が四組合あります。

防疫等作業手当の支給に係る条例改正を行っていない消防本部に対して早

期に改正するよう助言すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

雇い主が自己都合で労働者を休ませた場合、正規、非正規を問わず休業手当を支払う義務を負います。そのうちの一部を国が助成するのが雇用調整助成金ですが、コロナ特例で六割から最大十割まで引き上げられました。これらを活用して、漏れなく雇用調整助成金を活用し、労働者に休業手当を支給するよう企業に要請すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

大企業は、大手チェーン店のパート、アルバイトなどに休業手当を支払わない事例が多発していました。このため、多くの労働者が収入ゼロに追い込まれ、シフト制などの労働者が菅首相に直接面会して窮状を訴え、野党の国会論戦とも相まって、休業支援金を大企業の非正規雇用労働者にも適用しました。

当初一月以降の休業としましたが、さらに世論に追い詰められ、遡るとしましたが、支給額は六割、対象期間も限定しています。大企業の非正規雇用労働者が対象期間や支給額の制限なく新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を受け取ることができるよう国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の対象期間のさらなる延長を国に求めるべきですが、県の考えをお尋ねします。

野村総合研究所が新型コロナウイルス感染拡大の影響でパートやアルバイトとして働く女性一千百六十三万人のうち少なくとも九十万人が実質失業と推計しています。しかし、休業手当など支援策を知らないとする人も多く、生活難が潜在化しています。いわき市で行われたフードバンクに見えた母子家庭の方もこれらの制度を知りませんでした。

会社が休業補償を行わないときは、個人でも申請できる休業支援金が漏れなく受け取れるよう、必要な資料等の内容は事前に公表し、様々な申請に

係る相談を地元の行政書士会等でできるように、またラジオやポスターなどの宣伝、窓口を多く開設するなど、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金について制度の周知を図るとともに、対象者が早期に申請できるように支援すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金は、七十四億円の見込みから二十九億円的大幅減額になり、四十五億円しか使われなかったわけです。

二月補正予算では、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金等について、事業者への周知不足や支援対象が限定的だったことなどにより大幅に減額となったと考えられることから、幅広い事業者への支援を実施すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

福島原発の廃炉と労働者についてです。

福島第一原発事故から間もなく十年になります。事故直後、原子炉が相次いで爆発する中で、国も半径五十キロの避難を考えたといいいます。事実第一原発も電源喪失一步手前であったと当時の責任者は説明しました。相次いで爆発する原発の映像を見て、いわき市民の半分、十五万人が一時避難したとも言われ、事故後の夜の街は真っ暗でした。

原子力規制委員会が先月一月二十六日、福島第一原発事故の調査、事故の分析に係る中間報告案を公表しました。それによると、原子炉格納容器の三層になっている上蓋一枚目と二枚目の間に大量の放射性セシウム137が付着している可能性がある。一号機で百兆から二百兆、二号機で二京から四京、三号機で三京ベクレル、約十シーベルトであり、人間が一時間もしれば完全に死亡する強さです。ロードマップの見直しも当然必要になってきます。

福島第一原発の廃炉作業については、工程より安全を最優先に進めるよう東京電力に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

福島第一原発の廃炉作業は、国家プロジェクトとして進められるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

共同通信の厚労省への取材で、二〇一一年の福島第一原発事故後、復旧や廃炉作業等に関わった作業員の労災認定が昨年十月一日までの九年半で二百六十九件に上る、年度別では汚染水対策の本格化に伴う事故が相次いだ一四年度の五十八件が最多で、その後二十件程度で推移とのことでした。また、去る一月十九日、二十八年七か月にわたり福島第一原発で働いていた六十代の男性が急死したと東電が発表しました。二月五日のNHKでは、東電の下請企業で身代わりホールボディーカーウンターが会社ぐるみで行われていたことが発覚した悪質な事例が報道されていました。

原発作業員の特に放射能の影響に関しては、事故直後の命がけの作業の方も含めて、長期、短期にその健康に関して、東電はもちろんのこと、国も重大な責任があります。放射能を受けた量の手帳は持ってチェックしながら働くことができますが、労働者の健康に関しての責任は曖昧です。原発の廃炉作業が長期に及び、今後どのようなことが起きるか分かりません。福島第一原発の多重下請構造を是正するため、原発労働者を国が直接雇用し、処遇を抜本的に改善するよう国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

気候変動と再生可能エネルギーについてです。

知事は、二〇五〇年までに脱炭素社会を目指すカーボンニュートラル宣言を行いました。私も共産党は、昨年九月議会の宮本議員の質問、CO₂ゼロ宣言を含めて度々求めてきました。

パリ協定の目標達成のために、OECD諸国が三〇年までの石炭火発全廃を掲げ、フランスが二二年、英国が二四年に全廃の方向を打ち出しています。世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて二度C未満に抑えると

ともに、一・五度Cに抑える目標も追求することです。そうしないと地球環境が後戻りできなくなる、戻れないという深刻な事態で、この十年間の取組が決定的です。

福島県二〇五〇年カーボンニュートラルの実現に向け、今後十年間の取組が極めて重要と思いますが、知事の考えを尋ねます。

福島県は、二〇四〇年までに県内のエネルギー需要の一〇〇％相当の再生エネを生み出す数値目標を掲げています。私どもの調査では、現在阿武隈山系を中心に一基二から四メガワット超えの風力発電が七百十七基、一か所百ヘクター超えの大規模太陽光発電設備も約九か所、六百メガワットが計画され、県の環境アセスの手続が行われています。これほどの大規模発電計画が出ているのは、復興の名目で国と県が補助金を出して推進しているからです。

県内各地で環境破壊による重大な影響への懸念が広がっているのは、推進一点張りで、その地域を知り、環境をよく知っている住民参加型のルールをつくっていないからです。山梨県は、森林を伐採し、防災や景観上からも不安が広がっている大規模太陽光パネルについて、議員連盟がメガ発電の規制を求め、県当局も条例化の方向で検討と聞きます。

再生可能エネルギー推進ビジョンの見直しに当たっては、大規模な発電事業の推進をやめ、環境を守り、地域循環型、住民参加型による導入を抜本的に拡大すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

今年の一月五日、三大明神風力発電事業の環境影響評価書が公示されましたが、かねてから関係住民の皆さんが心配していた土砂災害の危険性について、事業者は全く検討、評価をしていません。

行政の対応を見ると、準備書に対する知事の意見で土砂災害危険箇所を避けることと指摘しましたが、いわき市は国、県が安全性を審査するからと

自らは判断せず、保安林の解除の申請に対して同意をしました。

さらに、関東森林局国有林野管理審議会は、国有林野貸付けに関し、自ら指摘してきた土砂災害危険地区に関して何の安全評価もせず、まともな審議をしていません。

今回出された評価書を見ると、土工量を減らしたものの、土地の改変が二十一・三ヘクタールと大きく、特に切土のり面二・三ヘクタールに対し盛土のり面が五・二ヘクタールにもなっており、高さも二十メートルを超える計画です。住民に説明してきた平らなところどころか、起伏がある尾根部に強引に作業用道路を建設する計画で、新たな土砂災害の原因になりかねません。

環境影響評価書における土地の改変の影響について、事業者の評価を県はどのように考えているのか尋ねます。

さらに、生活用水である水の汚濁に関しては、事業者は工事中のみの評価で、利水状況の把握に関しても実態調査すらほとんど行っていません。沢の表流水は、多くの家庭で生活に必須な命の水です。

環境影響評価書における生活用水への影響について、事業者の評価を県はどのように考えているのか尋ねます。

三大明神風力発電事業について、保安林指定の解除はふさわしくないとの意見を国に提出すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

福島県沖の地震についてです。

二月十三日深夜、福島県沖を震源地とするマグニチュード七・三、最大震度六強の地震により県内各地に大きな被害が発生し、昨日は福島市で一人の方の死亡が確認されました。心からお悔やみ申し上げます。

今回の地震の特徴は、外見上では分からない被害が起きていることです。

東日本大震災の余震として、新しい枠組みも含めて被害の実態に見合う救

済が必要です。丁寧な被害調査を迅速に行い、被災者の住まいと暮らしの再建支援が必要です。

二月十三日に発生した福島県沖の地震について、災害救助法、被災者生活再建支援法及び県独自の被災者住宅再建支援制度が適用された自治体についてお尋ねします。

福島県沖の地震について、住宅再建の支援制度を積極的に適用し、被災者の住まいと暮らしの再建を進めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。大規模自然災害についてです。

国交省は、激甚化する風水害等の対策として、堤防だけでなく、ため池の治水利用、遊水地の整備、危険区域からの住宅移転促進などを組み合わせた流域治水を推進するとしています。

水害対策の基本は、河川流域を一体で把握し、長期的な視野で計画を立案し、山林がほとんどを占める水源地域、中下流の平野部や河口周辺の海洋まで、流域は一つの視点に立って検討を進めるということです。

流域治水の推進体制は、河川管理者だけでなく、庁内の関係部局と連携し、ハード、ソフトが一体となった治水対策に協議会は国、県、市町村などと共同して進めるとしています。

流域治水について、新たな総合計画に位置づけて推進すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

今までは道路優先、ダム優先で、河川の河道掘削等は抑え込まれてきました。流域治水の考え方で土砂の堆積などの分析を強めるなど、県管理河川における堆積した土砂の河道掘削について実施計画を策定すべきと思いますが、考えを尋ねます。

河道掘削等の河川の維持管理費を十分に確保すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

河川を管理する国や都道府県が降雨で氾濫した場合に浸水する危険性が高い場所を示した区域の洪水浸水想定区域図、洪水ハザードマップは、導入当初は五十年から百五十年に一回程度の確率の大雨に対する河川整備を目標にしていたが、近年の豪雨災害の多発を踏まえ、二〇一五年の改正で千年に一回程度の確率と条件を厳しくしました。

市町村の想定最大規模降雨による洪水ハザードマップの作成に向け、県は洪水浸水想定区域図を早期に作成すべきと思いますが、考えを尋ねます。

県は、コロナ禍における分散避難の推進にどのように取り組んでいるのか尋ねます。

国の整備指針に基づく消防力の目標に対する充足率が七四％である消防職員の増員について、県はどのように進めていくのか尋ねます。

福祉型の県づくりについてです。

新型コロナウイルス感染症によるパンデミックは社会のありようを根本から問い直すものとなっています。世界一の金持ち国、軍事大国のアメリカがコロナで五十万人以上の世界最大の死者を出していることを見ても、全てを自己責任とする新自由主義でいいのかが問われます。

日本でも新自由主義政策の下で格差の拡大、深刻な貧困化が進み、病院や保健所の削減が進められ、パンデミックに対応できない事態を招いています。にもかかわらず、菅内閣はコロナ禍の渦中に病院削減の路線に沿ってベッドを減らす、そして減らしたら減らしただけ消費税を財源に交付税を出すというとんでもない法律を強行しようとしています。まさに世界の流れ、国民の思いとは真逆です。

パンデミックの渦中であって、県民、国民の価値観は質的に大きく変わり、意識が変化しつつあります。社会保障、医療体制を根底から破壊する政治の方向を抜本的に転換させ、県民の命と暮らしを守る社会を求めるもので

す。

コロナ感染症の拡大で本県医療提供体制の脆弱さが浮き彫りになりました。県は、医療専門職の不足を深刻に捉え、医師をはじめとする医療専門職の育成・確保を県の重点課題に位置づけ、取り組むことが求められます。

また、急性期病床の必要性が再確認されていることから、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、二〇二五年までに一万二千六百十二から五千三百八十まで急性期病床を半減化する地域医療構想や医療計画を見直すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

コロナで救急受入れを四か所以上断られたことが問題になっていますが、いわき市はコロナの前から日常です。市民はコロナ感染者受入れ病院が少ないと心配しています。いわき市では、人口十万人当たりの病院勤務医師数は全国の百六十四・六人に対し九十二・一人、市医療センターから市外の医療機関に転院した実態は二〇一九年度二千二百件です。

いわき市における医師不足を解消するための支援を強化すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

只見町の公的診療所、朝日診療所の医師がこの三年間で四人から二人に半減し、救急受入れは夕方八時から翌朝八時までと土日は休止です。気象条件の悪い冬は、救急車で一時間以上もかけ若松まで搬送するような命に関わる状況です。

地元自治体からも県へ強い要望が出されていますが、只見町朝日診療所への医師派遣について県の考えを尋ねます。

昨年来のコロナ感染症拡大により、各種健診率がかなり落ち込んでいます。県民の健康の維持増進に懸念が生じます。

感染対策を取りつつ各種健診等の受診率向上を図るため、市町村を支援すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

国保税は、各市町村で比較すると一・六倍の格差になっています。各市町村で、独自の支援策で高過ぎる税の負担軽減を行っているところも多くあります。

このような中、見直し中の国保運営方針に国保税率の統一を盛り込むべきではないと思いますが、県の考えを尋ねます。

コロナ禍で国保税の減免が認められていますが、九月議会の答弁では僅か五百三十件でした。持続化給付金や県の支援金の支給を受けた事業者が少なくとも一万人をはるかに超えていることから見ると、あまりにも少ない数です。

新型コロナウイルス感染症の影響による国保税減免の申請件数及び決定件数について尋ねます。

新型コロナウイルス感染症の影響による国保税の減免制度の周知を図り、利用が進むようにすべきですが、伺います。

新型コロナウイルス感染症の影響による国保税の減免を進めることにより、滞納世帯に短期被保険者証及び資格証明書の交付を行わないよう市町村に助言すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

新年度から始まる県の第八次介護保険事業支援計画及び第九次高齢者福祉計画は、介護保険の目的である高齢者がどこでも安心して老後を送れるような社会的介護体制にふさわしい内容とするよう、市町村を支援することが求められます。

厳しい労働条件の中、成り手不足が深刻な介護従事者の処遇を大幅に改善するためにも、介護報酬の大幅引上げが必要です。国は介護報酬を〇・七%引き上げるようですが、とても追いつきません。

介護職員の処遇改善につながる介護報酬の引上げを国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

そのためにも介護保険の国庫負担分を現行二五％から三五％に引き上げることが重要ですが、介護保険給付の国庫負担割合の引上げを国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

バス、電車代の無料化、デマンド型タクシーや個別タクシー利用への補助を拡大できるように市町村を支援すべきです。

高齢者の移動手段を確保するため、地域公共交通の無料化に向け市町村を支援すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

浪江町でEVタクシー、バス配車効率化の実証実験が開始されたとのこと。高齢化が進む中で、誰もが利用できる公共交通機関が地域に合わせ一刻も早く日常化されることが望まれます。施策の具体化を総合計画に位置づけるべきです。

高齢者が住み慣れた地域で暮らせるよう、市町村が取り組む公共交通計画の作成とその具体化のために財政面も含めて支援すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

地域の小売商店で廃業が相次ぎ、買物難民が生まれています。移動小売業者への支援強化が必要です。

高齢者や地域住民の買物環境を確保するため、移動販売などの取組への支援を強化すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

コロナ感染症による利用者数の減少で経営難に陥っている障がい者支援事業所の経営を維持するため、掛かり増し経費などの支援金を大幅に増額し、職員の処遇改善にも活用できるように、国に制度改善を求めることが重要です。

障がい者雇用についてですが、今年の三月から法定雇用率が〇・一ポイント上がりました。このことを含めて、知事部局は辛うじて法定率を上回っています。教育委員会は未達成です。

県教育委員会は、障がい者の法定雇用率の達成に向け、どのように取り組んでいるのか尋ねます。

企業に障がい者の法定雇用率を達成するよう要請すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

水産業の振興についてです。

県漁連との懇談では、原発事故から十年、全ての魚種の操業ができるようになり、一挙にとはいかないが、本格操業に向けてスタートになる、三年で震災前の五〇％を目標にしたいとのことでした。徐々に漁獲高を増やすことになりましたが、東海、関西方面の流通や、民宿、地域、移動販売などの流通についての支援が重要です。

県は、魚をはじめとした県産水産物の流通拡大をどのように支援していくのか尋ねます。

学校での魚給食は、今年度はコロナ禍の影響でヒラメが提供されましたが、いわき市ではサンマ、メヒカリ、カツオの竜田揚げと、昨年五回実施したといいます。

県は、学校給食における魚をはじめとした県産水産物の活用をどのように支援していくのか尋ねます。

本格操業を目指すに当たって、漁港の機能確保のため、航路等に堆積した土砂の除去に必要な予算を確保すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

一月二十五日発表の東京商工リサーチ調べでは、県内で休業、解散した企業は六百三十七件で、二〇〇〇年の調査開始以来三番目に多かったと発表しました。経営者の高齢化もあると思いますが、飲食業、宿泊業を含むサービス業が全体の三割強を占めています。

県内の商工業、観光事業者は、コロナはもちろん、原発事故、水害、地震の被害も含め、何重にも困難に直面しています。福島県旅館ホテル生活衛

生同業組合など四組合の事務局長さんと懇談しました。コロナの影響で存続に関わるほどの厳しい状況にある、旅館ホテル事業は関連事業者の裾野が広く、様々な業種に影響が大きいなど、深刻な実態を伺いました。

コロナの影響で売上げが減少した事業者を対象に実質無利子、無担保のコロナ対策特別融資は五年据置きですが、実際は一年が五、六割、三年以内が九割以上です。据置期間の延長も含め、返済については配慮が必要です。

県制度資金の既存債務について、新型コロナウイルス感染症等の影響に配慮し、返済猶予を金融機関に要請すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

以上で終わります。(拍手)

◎副議長(青木 稔君) 執行部の答弁を求めます。

(知事内堀雅雄君登壇)

◎知事(内堀雅雄君) 宮川議員の御質問にお答えいたします。

福島県二〇五〇年カーボンニュートラルの実現に向けた取組についてであります。

近年地球規模で自然災害が頻発し、本県においても令和元年東日本台風等に見舞われるなど、地球温暖化対策は喫緊の課題であり、持続可能な社会の実現に向けて、温室効果ガスの排出削減を一層推進していく必要があります。

このため、私は先日福島県二〇五〇年カーボンニュートラルを宣言したところであり、次期総合計画に目標を明示し、県民総ぐるみの省エネルギー対策の徹底や再生可能エネルギーの最大限の活用など、全庁を挙げて取り組んでまいります。

また、先日の小泉環境大臣との会談において、大臣から連携協力協定に基づき今後五年間で先進的な脱炭素モデルを本県でつくっていききたいとの提

案等があり、環境省と連携した取組を進めてまいります。

今後、県民、事業者、市町村など、あらゆる主体と一丸となって地球温暖化対策を強力に推進し、持続可能な社会づくりに取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、関係部長から答弁をさせます。

（危機管理部長大島幸一君登壇）

◎危機管理部長（大島幸一君）お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症に係る救急隊員の防疫等作業手当につきましては、陽性者の移送に係る県の費用負担措置について各消防本部に周知するとともに、県内消防本部の条例改正の状況について情報提供を行っているところであります。

防疫等作業手当の支給に係る条例改正を行っていない消防本部に対しては、引き続き制度の周知及び情報提供に努めてまいります。

次に、安全を最優先に廃炉作業を進めることにつきましては、福島第一原発の廃炉が安全かつ着実に進められることが本県復興の大前提であります。

県では、これまで廃炉安全監視協議会や現地駐在職員による現場確認等を通じ、廃炉作業における安全対策の取組や作業の進捗状況を確認してきたところであります。

引き続き、東京電力に対し、安全を最優先に着実に廃炉に取り組むよう求めてまいります。

次に、福島第一原発の廃炉作業につきましては、前例のない困難な取組であることから、国に対し、自らが前面に立ち、総力を挙げて取り組むよう求めてまいりました。

引き続き、東京電力はもとより、原子力安全規制を一元的に担ってきた国の責任において、福島第一原発の廃炉に最後まで確実に取り組むよう求めてまいります。

次に、原発労働者の処遇につきましては、労働者安全衛生対策部会等において、労働条件の明示等による雇用の適正化や作業環境の改善に取り組み、労働者が安心して働くことができる環境を整備するよう東京電力に求めるとともに、国に対しても事業者への適切な指導監督を求めてきたところでもあります。

引き続き、事業者への指導監督の徹底を国に求めてまいりたいと考えております。次に、二月十三日に発生した福島県沖の地震につきましては、同日付で県内十七の自治体に災害救助法を適用するとともに、福島市の市営住宅一棟十六世帯が全壊と認定されたことから、二月二十日付で被災者生活再建支援法を適用したところであります。

なお、現時点において県の住宅再建支援制度を適用した自治体はありません。

次に、福島県沖の地震で被災した住宅の再建支援につきましては、現在市町村において実施している住家の被害認定調査の結果等を踏まえながら、国の制度要件を満たす場合には災害救助法及び被災者生活再建支援法を積極的に適用するとともに、県の被災者住宅再建支援制度の活用についても適切に対応してまいります。

次に、コロナ禍における分散避難につきましては、市町村が要配慮者等の避難先としてホテル等を活用できるよう補助制度を創設し、新年度も継続することとしているほか、全戸に配布したふくしまマイ避難ノート等を通じて、日頃から安全な場所にある親戚、知人宅等への早めの避難も考えていただくよう周知しているところであります。

次に、消防職員の増員につきましては、各消防本部において消防力の整備指針を参考に保有する消防力の水準を総点検した上で、地域の実情に即して必要な職員の定数を定め、職員を配置しているものと考えております。

県といたしましたしましては、引き続き適切な職員の配置が図られるよう助言指導等を行ってまいります。

（企画調整部長橘 清司君登壇）

◎企画調整部長（橘 清司君）お答えいたします。

再生可能エネルギー推進ビジョンの見直しにつきましては、エネルギーの地産地消等の観点が必要と考え、現在検討を進めております。

引き続き、規模の大小にかかわらず、地元の理解の下、環境影響評価の手續など、関係法令等に基づき適正に事業がなされるよう、事業者への助言指導を行うとともに、地産地消や地域主導による導入の取組を積極的に支援してまいります。

（生活環境部長渡辺 仁君登壇）

◎生活環境部長（渡辺 仁君）お答えいたします。

環境影響評価書における土地の改変の影響につきましては、事業者は関係法令の規制区域を事業実施区域から除くほか、土地の改変面積の縮小や土砂流出防止のための防護柵の設置などの措置を講じることにより、環境への影響を可能な限り低減するとしており、県といたしましたしましては環境影響評価の観点から環境への配慮がなされているものと考えております。

次に、生活用水への影響につきましては、事業者は土地の改変面積の縮小や河川への土砂の流出を防止するため、土砂を沈殿させる池の設置などの措置を講じることにより、環境への影響を可能な限り低減するとしており、県といたしましたしましては環境影響評価の観点から環境への配慮がなされているものと考えております。

次に、高齢者に対する地域公共交通の無料化につきましては、一部の市町村において無料化や補助を実施しているところであり、県では市町村に対しコミュニティバスやデマンド型乗合タクシーなどの生活路線を維持す

るための補助を行っております。

引き続き、地域の実情に応じ、市町村、さらには乗合バス等を運行している事業者への支援を行うなど、高齢者の移動手段の確保に努めてまいります。

次に、市町村が取り組む公共交通計画への支援につきましては、計画作成に関する協議会に参画するとともに、有識者との協議や地域の実態調査など計画作成に係る経費に加え、計画に基づき行う実証事業や本格運行に係る経費の補助を行っております。

引き続き、高齢者が住み慣れた地域で暮らせるよう、市町村の取組を積極的に支援してまいります。

（保健福祉部長戸田光昭君登壇）

◎保健福祉部長（戸田光昭君）お答えいたします。

ワクチン接種に係る市町村への支援につきましては、県において接種に当たってのマニュアルを作成し、提供することとしており、また医師会等関係団体や医療機関の協力を得ながら、医師や看護師の確保など、市町村の抱える課題の解決に向け調整を行い、接種が円滑に実施されるよう市町村を支援してまいります。

次に、地域医療構想や医療計画の見直しにつきましては、国において感染症対応を踏まえた医療提供体制の構築に向けた検討がなされており、県といたしましては、今後国から示される指針等を注視するとともに、医療審議会や地域医療構想調整会議等の意見を聴きながら対応を検討してまいりますと考えております。

次に、いわき市の医師確保に対する支援につきましては、浜通り医療提供体制強化事業により、県外から医師を雇用または派遣を受け入れた医療機関に補助を行うとともに、県立医科大学に設置した災害医療支援講座から

医師を派遣しているところであり、今後とも地域医療の確保に向けた支援に努めてまいっている考えであります。

次に、只見町朝日診療所への医師派遣につきましては、僻地医療支援システムに基づく医師派遣や修学資金被貸与医師の派遣を行っております。

引き続き、関係機関と連携を図りながら医師の派遣に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、各種健診等の受診率向上のための市町村支援につきましては、健診機関との連携の下、感染防止や対象者の利便性に配慮し、予約制で複数の健診を同時に受診できるクイック検診等を町村の連携により実施し、受診機会の拡充に取り組んでおります。

今後は、感染対策を行いながら受診率向上に取り組む先進事例を市町村担当者の研修会等で共有するなど、引き続き各種健診等の受診率向上に向けて支援してまいります。

次に、国保税率の統一につきましては、市町村と協議の上定めた福島県国民健康保険運営方針において県内統一を目指すこととしており、今後とも市町村と共に検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響による国保税減免の申請件数及び決定件数につきましては、市町村への調査の結果、令和三年一月三十一日現在で申請件数が二千九十六件、決定件数が千七百二十五件となっております。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響による国保税の減免制度につきましては、市町村による広報に加え、県のホームページ等で広く周知を図っているところであり、今後とも必要とする国保被保険者が利用できるように、市町村と連携して制度の周知に努めてまいります。

次に、短期被保険者証及び資格証明書の交付につきましては、市町村が判

断するものであり、県といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響による国保税の減免を含め、適切に制度を運用するよう助言しているところであります。

次に、介護職員の処遇改善につきましては、昨年度賃金引上げにつながる新たな介護報酬の加算制度が導入され、現在その取得に向け専門家を派遣するなどして介護事業所を支援しているところであり、引き続きさらなる処遇改善が図られるよう、全国知事会等を通じ国に求めている考えであります。

次に、介護保険給付の国庫負担割合につきましては、全国知事会等を通じて国に引上げを求めているところであり、引き続き要望してまいる考えであります。

（商工労働部長宮村安治君登壇）

◎商工労働部長（宮村安治君）お答えいたします。

労働者に対する休業手当につきましては、労働基準法に基づき適切に支給されるべきものであります。

現在は、新型コロナウイルス感染症に関連する対策として特例措置が講じられていることから、引き続き福島労働局等と連携し、雇用調整助成金が活用されるよう周知に努めてまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金につきましては、全国知事会を通して対象の拡大や延長を国に求めてきた結果、緊急事態宣言により影響を受ける期間において大企業のシフト労働者等への適用を国が発表したところであります。

次に、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金のさらなる延長につきましては、全国知事会を通して国に求めているところであります。

次に、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の周知につつま

しては、労働者に必要な情報が的確に届くよう、あらゆる手段を講じて分かりやすく周知し、利用促進を図るよう、全国知事会を通して国に求めているところであり、県といたしましてもウェブサイトや広報誌などによりお知らせしてまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金等につきましては、福島県緊急事態措置等に伴う県内事業者への支援策として広く周知を図るとともに、申請期間も確保する一方、速やかな交付に努めてまいりました。

また、給付金及び交付金については、対象者の業種を限定せず、広く支援の対象としてまいりました。

次に、高齢者や地域住民の買物環境の確保につきましては、地域の商店街組織等が行う移動販売などの取組に対する補助の上限額を段階的に引き上げてきており、引き続き商業機能の維持や買物環境の確保に向けて取り組んでまいります。

次に、企業における障がい者の法定雇用率につきましては、その達成を図るため、毎年約二千社に啓発資料を送付して就業機会の確保を要請しております。

来月からの法定雇用率の引上げ後も福島労働局等の関係機関と連携し、障がい者の雇用の促進に努めてまいります。

次に、県制度資金の既存債務につきましては、長期化するコロナ禍の影響を踏まえ、返済期間の延長など最大限柔軟な対応を行うよう、金融機関に対して要請を行っております。

今後とも会議等、様々な機会に繰り返し要請を行ってまいります。

（農林水産部長松崎浩司君登壇）

◎農林水産部長（松崎浩司君）お答えいたします。

三大明神風力発電事業につきましては、今後国から保安林指定の解除に関

して意見を求められた時点で森林法の基準に基づき適切に対応してまいります。

次に、魚をはじめとした県産水産物の流通拡大につきましては、操業拡大により増産された県産水産物を売り切るため、県内外へ向けた販路の拡大が重要であります。

そのため、産地仲買人が取り組む県外向けの共同出荷を支援するほか、県内市場等でのPRの実施やテレビCMの放映、量販店での知事メッセージの発信などにより、魚をはじめとした県産水産物の流通の拡大を支援してまいります。

次に、学校給食における魚をはじめとした県産水産物の活用につきましては、コロナ禍の中、水産物の需要減退に対応し、学校給食へのヒラメ等の提供を支援しているところであります。

加えて、学校給食に地元食材の利用を推進する県独自の事業の展開を通じて、魚をはじめとした県産水産物の活用が拡大されるよう、引き続き支援してまいります。

（土木部長猪股慶藏君登壇）

◎土木部長（猪股慶藏君）お答えいたします。

流域治水につきましては、流域全体のあらゆる関係者が協働し、水害の軽減を図る対策であることから、庁内の関係部局と連携して、ハード、ソフトが一体となった治水対策を推進してまいります。

次に、県管理河川における河道掘削につきましては、出水などにより変化する土砂の堆積状況を巡視等で確認し、適切に実施することとしております。

次に、河川の維持管理費につきましては、頻発する豪雨災害に備え、必要な予算の確保に努めております。

次に、洪水浸水想定区域図の作成につきましては、水防法に基づき指定している三十五河川のうち二十六河川で完了しており、今後は指定する河川を拡大しながら早期の作成に努めてまいります。

次に、漁港の航路等に堆積した土砂の除去につきましては、漁港の機能が確保できるよう、令和二年度二月補正予算及び令和三年度当初予算に必要な経費を計上しております。

（教育長鈴木淳一君登壇）

◎教育長（鈴木淳一君）お答えいたします。

教育委員会における障がい者の雇用につきましては、教員を目指す学生等に対して障がいのある教員が教壇に立つ姿をPRするなど、受験者の確保に努めるとともに、会計や資料作成などの業務についても障がい者の配置をさらに進めるなど、法定雇用率の達成に向けて取り組んでまいります。

◎三十九番（宮川えみ子君）再質問いたします。

まず、知事にカーボンニュートラル実現に向けて今後十年間の取組についてです。

気候変動による災害は、日本でも台風の大型化や経験したことのない豪雨や猛暑など重大な影響を受けて、さらに厳しい現実が進行しています。一昨年十二月に開催されたCOP25は、地球規模の気候変動をめぐることは、もはや問題の先送りは許されない、気候危機に人類は直面しているとしました。世界では若者たちが私たちの将来を燃やさないでと立ち上がり、十七歳の環境活動家グレタさんは、一番危険なのは行動しないことではなく、政治家や企業家が行動するよう見せかけることだと指摘しました。

知事は、カーボンニュートラルの実現に向けて、今後十年間の取組について、県民総ぐるみ、一丸となって脱炭素に全庁で取り組むということなのですが、排出量の大部分を占めている産業分野での取組が最も重要になっ

てくるのではないかと思えます。

イノベーション・コースト構想に位置づけられる勿来と広野の火力発電所と相馬の火発を合わせると年間約二千万トンのCO₂排出量になります。I G C Cといいますが、一五%の削減だけです。福島県内の年間の間接的総排出量は約千七百万トンですから、今申し上げた三つの発電所だけではるかに多くのCO₂を排出するわけです。産業界に圧倒的に目に見えるような取組を求めることこそ重要ではないかと思えます。

また、環境問題が次々に起こってくるような環境を壊すメガ発電では、県民の協力を得て再エネを爆発的に増やしていくことにはつながらないと思います。環境に配慮した住民参加型に根本的に転換してこそ、私は再エネは大きく広がっていくと思えます。

このような観点で臨むことこそ今後十年間の取組に求められていると思いますが、このようなことを含めて再度お答えいただきたいと思えます。

それから、生活環境部長に三大明神風力発電問題で二点質問します。

まず、土地の改変の問題ですが、配慮がなされていると言いますが、事業者が努力したのではなくて、その結果土砂災害の危険性が十分に下がったか、下がるほどの事業内容の変更だったかという問題です。県はこれで十分という評価をされるのか、これで土砂災害は防げると環境影響評価書から読み取れるのか、これをお聞きしたいと思います。

それから、生活用水への影響についてですが、沈砂池を造ったとしても、豪雨時には土砂を巻き込んだ水が沈砂池から大量に流れて、その役割を果たせないことにならないのか、沈砂池から排水された水が新たな土砂災害を起こす危険はないのか、これで生活用水の確保はできると環境影響評価書から読み取れるのか、これをお聞きしたいと思います。

それから、農林水産部長に三大明神風力発電で再質問します。

意見を求められた時点で考えるとありますが、先ほど申し上げましたように、今非常に環境問題が深刻なのです。雨の降り方も半端でないのです。この前の台風第十九号で土砂の流出が起きて、石も大量に崩れています。守っているのは山なのですから、もっと真剣にこのことを考えてほしいと思うのです。再度答弁をお願いいたします。

◎知事（内堀雅雄君）宮川議員の再質問にお答えいたします。

石炭火力発電を含むエネルギー政策については、先般表明された国のカーボンニュートラル宣言やエネルギー基本計画に基づき、国において検討されるものであります。

県といたしましては、二〇五〇年までの脱炭素社会の実現を目指し、県民総ぐるみの省エネルギー対策の徹底や再生可能エネルギーの最大限の活用に取り組んでまいります。

◎生活環境部長（渡辺 仁君）再質問にお答えいたします。

環境影響評価書における土地改変の影響については、環境影響評価書におきます土地改変の影響につきましては、水環境への影響をどのように土地改変によって影響が生じるのかという観点での影響評価でございまして、その点で今回事業者においては、土砂流出防止のための防護柵の設置や土地の改変面積の縮小等、環境への影響を可能な限り低減することとしておりまして、その点におきまして県といたしましては環境影響評価の観点から環境への配慮がなされているものと考えております。

次に、生活用水への影響につきましては、生活用水への例えば地下水も含めての濁り等の影響、それから土砂の流入等の影響につきましては、先ほど答弁いたしましたとおり、土地の改変の面積の縮小、それから土砂を沈殿させる池の設置などの措置を講じることによりまして、環境影響評価の観点から環境への配慮がなされているものと考えております。

◎農林水産部長（松崎浩司君）再質問にお答えいたします。

三大明神風力発電事業についてであります。現時点で国に対しても申請書は提出されておりませんし、事業内容も示されておりません。

今後国から意見を求められた際に、申請内容を確認した上で保安林への影響について適切に判断してまいります。

◎三十九番（宮川えみ子君）再々質問を行います。

知事입니다。今のお話ですと、福島県は実質ゼロにならないと思っておりますが、答弁をお願いします。

それから、三大明神風力ですが、生活環境部長に土地の改変の問題で、配慮がなされていると言いますが、この環境影響評価から土砂災害は防げると読み取れるのかどうか、再度お聞きしたいと思います。

それから、同じく水の問題ですが、環境影響評価書からこれで生活用水の確保はできると読み取れるのかどうか再質問いたします。

それから次に、危機管理部長に廃炉作業を安全に進めることについて再質問いたします。

今回の地震で明らかになったのは、三号機の原子炉建屋に設置してある地震計二機が故障したが、放置していた、地震のデータを記録できなかった、指摘されるまで公表しなかった、これが東電ですね。

それから、一号機で原子炉格納容器の圧力が低下し、水位が低下した、格納容器の破損部分が露出して気体が漏れているのではないか、汚染水などを入れているタンクのずれが五十三基もあった、まだ出てくるかもしれない、せん。

代表質問でも求めましたが、このような問題を県内部で検討されましたか。私は、県の監視機能の劣化、それこそ県自身が再び安全神話に陥っているのではないかと思います。

県のこれまでの対応がどうだったのか、これらのことを踏まえて改めて廃炉作業を工程優先ではなく安全優先に進めるよう東電に求めるべきと思いますが、再質問いたします。

それから、商工労働部長にコロナ対応の休業支援金・給付金の周知と申請支援について再質問いたします。

国の制度として求めてつくらせたのに知らないで申請できない、いい制度をつくっても必要としている人に届かない、暮らしの困窮が支援できない、こんなことがあってはならないと思います。暮らしの混乱で自殺する人が出ているのです。学校をやめなければならぬ人も出ているのです。

周知の徹底と申請支援、やっぱり県民の立場に立って、そしてそういう人たちが漏れなく申請できるように、私は本気になってやってもらいたいと思います。広報誌とウェブと言いましたけれども、もつと知恵を絞っていただきたいと思うのですが、再度質問いたします。

それから、保健福祉部長に再質問です。

国保税の減免制度の周知についてですけども、通常でも高過ぎる国保税に多くの方々が苦しんでいます。県の事業者支援の数から見てもあまりにも少ない数です。市町村との連携と言いますけれども、具体的にどのようなことをしているのか、そしてどうしたら該当する人が減免がちゃんとできるようになるか、やっぱりこれも知恵を絞ってもらいたいと思うのですが、再質問いたします。

◎知事（内堀雅雄君）宮川議員の再質問にお答えいたします。

石炭火力発電につきましては、国のエネルギー基本計画において非効率の発電施設の休廃止が進められることとなっております。

今後、先般のカーボンニュートラル宣言、こういったものを踏まえ、石炭火発を含めたエネルギー政策が検討されるものと考えております。

一方、県といたしましては、省エネルギー対策の徹底、再生可能エネルギーのさらなる導入拡大、地産地消を推進し、福島県ならではの取組を積極的に推進してまいります。

◎危機管理部長（大島幸一君）再質問にお答えいたします。

安全を最優先に廃炉作業を進めることについてであります。

福島第一原発の廃炉が安全、着実に進められることが本県復興の大前提であると考えております。

引き続き東京電力に対しまして、安全を最優先に着実に廃炉に取り組みよう求めるとともに、県といたしましてもその取組をしつかりと確認してまいります。

◎生活環境部長（渡辺 仁君）再質問にお答えいたします。

土地改変の影響につきましては、先ほど答弁申し上げましたとおり、環境影響評価におきましては、水環境への影響、この点に関しまして、土地改変の影響をどういうふうに与えるのか、その観点において評価しているものでございます。環境影響評価の観点からは、環境への配慮がなされているものと考えております。

次に、生活用水への影響につきましては、事業者において土砂を沈殿させる池の設置などの措置を講ずる、これにより影響を可能な限り低減するとしております。生活用水への例えば水の濁り、そういったものについては、環境影響評価の観点からは環境への配慮がなされているものと、そのように考えております。

◎保健福祉部長（戸田光昭君）再質問にお答えいたします。

国保税の減免の周知につきましては、先ほど答弁しましたホームページ、広報誌というのは当然のことながら、各市町村のほうにも聞いておられます、税の通知のときにチラシを同封するとか、コロナウイルスに関する出

張説明会において説明するとか、各市町村ともいろいろ工夫しながらやっているところでもありますので、今後ともこういうことを繰り返し、県としましても、県として作ったコロナのガイドブックのほうにも掲載するなどしておりますので、こういったことを今後もしっかりと周知を重ねてまいりますと思います。

◎商工労働部長（宮村安治君）再質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金につきましては、国が実施する制度として、国があらゆる手段を講じて分かりやすく周知するよう、全国知事会を通して国に求めているところであります。

県といたしましても、この制度を必要とする方が申請できるように周知に努めてまいります。